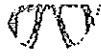


会員各位

鹿行発 第4号 平成27年4月6日
鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



住民票の写し等第三者交付に係る本人通知制度導入について
鹿児島県西之表市より下記お知らせがありました。概要は以下の通りです。



平成27年4月1日

鹿児島県行政書士会
会長 鎌田 敬 様

鹿児島県西之表市長 長野 裕



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度導入について

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本市の住民基本台帳・戸籍行政につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、この度、個人の権利保護の観点から、下記のとおり住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入を行うことといたしました。

つきましては、当該制度の導入に対して御理解をいただきますとともに、関係各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施時期
平成27年5月1日から
- 2 型式
事前登録型全件通知
(不正取得事案の場合、登録外にも通知する条項あり。)
- 3 対象となる証明書
・住民票の写し及び戸籍の附票(除票を含む。)
・住民票記載事項証明書
・戸籍謄本、抄本(全部、個人事項証明書。除かれた戸籍を含む。)
・戸籍の記載事項証明書(一部事項証明書)
- 4 対象となる第三者
・本人等の代理人及び公用申請以外の第三者による請求
- 5 通知する内容
・証明書の交付年月日
・請求者(代理人・代理人以外)の種別
・交付した証明書の種別及び通数
- 6 通知する時期
証明書を交付した日から30日を経過した日以降